(4) 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
(一) 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
(二) 後部尿道洗浄（ウルツマン）
(三) 留置カテーテル設置
(四) 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）
(5) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
(一) 膣洗浄（熱性洗浄を含む。）
(二) 子宮頸管内への薬物挿入法
(6) 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
(一) 眼処置
(二) 義眼処置
(三) 睫毛抜去
(四) 結膜異物除去
(7) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
(一) 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を含む。）
(二) 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
(三) 口腔、咽頭処置
(四) 関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
(五) 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
(六) 耳垢栓塞除去（複雑なもの）
(七) ネブライザー
(八) 超音波ネブライザー
(8) 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
(9) 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
(一) 鼻腔栄養
(二) 滋養浣腸
ハ 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの
(1) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）
(2) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）
(3) デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）
(4) 爪甲除去術
(5) 瘰疬手術
(6) 風棘手術
(7) 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）
(8) 咽頭異物摘出術
(9) 顎関節脱臼非観血的整復術
(10) 血管露出術
ニ 第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるもの
(1) 静脈麻酔、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔
(2) 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

(4) 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
b 後部尿道洗浄（ウルツマン）
c 留置カテーテル設置
d 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）
(5) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 膣洗浄（熱性洗浄を含む。）
b 子宮頸管内への薬物挿入法
(6) 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 眼処置
b 義眼処置
c 睫毛抜去
d 結膜異物除去
(7) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を含む。）
b 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
c 口腔、咽頭処置
d 関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
e 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
f 耳垢栓塞除去（複雑なもの）
g ネブライザー
h 超音波ネブライザー
(8) 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
(9) 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 鼻腔栄養
b 滋養浣腸
(3) 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの
(一) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）
(二) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）
(三) デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）
(四) 爪甲除去術
(五) 瘰疬手術
(六) 風棘手術
(七) 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）
(八) 咽頭異物摘出術
(九) 顎関節脱臼非観血的整復術
(十) 血管露出術
(4) 第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるもの
(一) 静脈麻酔、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔
(二) 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入